

発 案 書

県議第十号

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例  
について

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例を次  
のように発案する。

令和八年七月九日

提出者 岐阜県議会議員

水野正敏  
伊藤秀光  
猫田孝  
岩井豊太郎  
尾藤義昭  
伊藤正博  
村下貴夫  
森正弘  
佐藤武彦  
平岩正光  
野島征夫  
水野吉近  
中川裕子  
判治康信

岐阜県議会議長 松岡正人様

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第  
四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、議員提案により制定された条例により策定することとされている計画、指針その他これらに類するものであつて次に掲げるものの

イ スポーツの推進に関する計画

ロ 文化芸術の振興に関する計画

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画等のうち、清流の国ぎふスポーツ推進計画は、改正後の岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第二条第三号に掲げる基本計画等として、この条例の施行の日に、岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第三条第一項の規定による議決を経て策定されたものとみなす。

## 提 案 説 明

議会が議員提案条例により計画策定を求めた重要な計画について、当該条例の目的及び趣旨の実現を図るとともに、議会が自ら条例により策定を求めた計画に対し、その策定、変更及び推進に積極的な役割を果たすため、この条例を定めようとする。